

平成 30 年 10 月 17 日

平成 30 年 7 月豪雨により被災された個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例措置終了のお知らせ

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、今回の平成 30 年 7 月豪雨により被災された個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けておりましたが、後日まとめて掛金を納付できる期間の終了時期（災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 ヶ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日）を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 別表に掲げる指定地域に住所のある個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまについての特例措置の終了時期は、平成 30 年 11 月 27 日となります。ただし、別表に記載のない岡山県倉敷市真備町に係る地域につきましては、現時点で終了時期は未定です。
2. 今回の特例の対象となる掛金は、平成 30 年 6 月分掛金（平成 30 年 7 月 26 日引落分）から、平成 30 年 10 月分掛金（平成 30 年 11 月 26 日引落分）までとなります。

別表

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

(照会先) 国民年金基金連合会
確定拠出年金部
TEL 0570-003-105

平成 30 年 10 月 26 日

平成 30 年 7 月豪雨により被災された個人型年金加入者掛金及び中小 事業主掛金の納付の特例措置終了のお知らせ

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、今回の平成 30 年 7 月豪雨により被災された個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けておりましたが、後日まとめて掛金を納付できる期間の終了時期（災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 ヶ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日）を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 別表に掲げる指定地域に住所のある個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまについての特例措置の終了時期は、平成 30 年 12 月 25 日となります。
2. 今回の特例の対象となる掛金は、平成 30 年 6 月分掛金（平成 30 年 7 月 26 日引落分）から、平成 30 年 10 月分掛金（平成 30 年 11 月 26 日引落分）までとなります。

別表

都道府県名	指定地域
岡山県	倉敷市真備町

(照会先) 国民年金基金連合会
確定拠出年金部
TEL 0570-003-105